

稚内市の都市計画

(令和3年3月31日現在)

稚内市建設産業部都市整備課

目 次

1. 都市計画	
(1) 都市計画の目的と基本理念	3
(2) 稚内市の都市計画の概要	3
(3) 都市計画法関連法体系	4
(4) 都市計画の内容	5
2. 都市計画区域とマスタープラン	
(1) 稚内都市計画区域	6
(2) 稚内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	7
(3) 稚内市都市計画マスタープラン	7
3. 地域地区	
(1) 用途地域	8
(2) 特別用途地区	12
(3) 防火地域及び準防火地域	17
(4) 臨港地区	18
4. 都市施設	
(1) 道路	25
(2) 公園・緑地・墓園	29
(3) 下水道	34
(4) その他の都市施設	36
5. 市街地開発事業	
(1) 土地区画整理事業	37
(2) 市街地再開発事業	38
6. 地区計画等	
(1) 地区計画	39
7. 白地地域の建築形態規制	
(1) 白地地域の建築形態規制	43
8. 都市計画の決定手続き	
(1) 都市計画決定権者	44
(2) 都市計画決定(変更)手続き	45
(3) 稚内市都市計画審議会	47

1. 都市計画

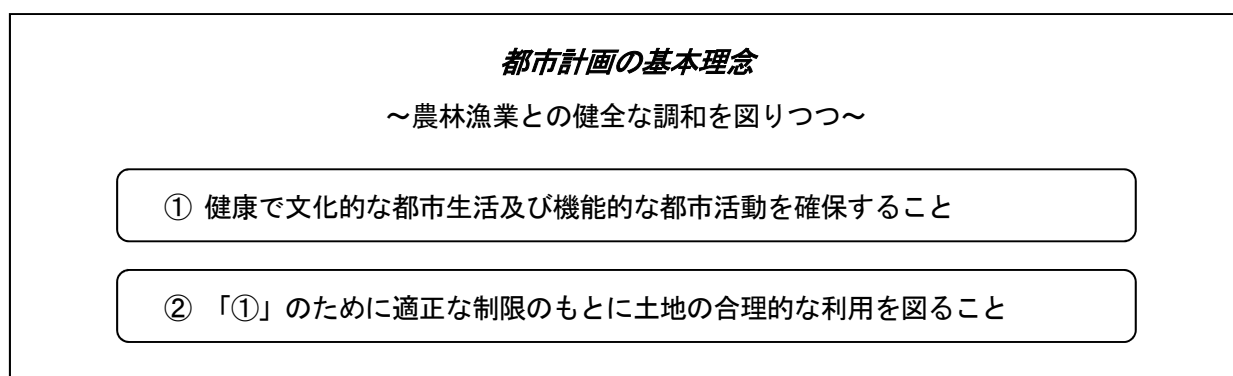
(1) 都市計画の目的と基本理念

都市計画とは、まちづくりの基本的な構想に基づき、土地利用、都市施設、市街地開発事業などの計画を総合的かつ一体的に定めるものです。

この計画に基づいて、まちづくりを規制・誘導するとともに、整備事業を実施して、住みよいまちをつくりあげていきます。

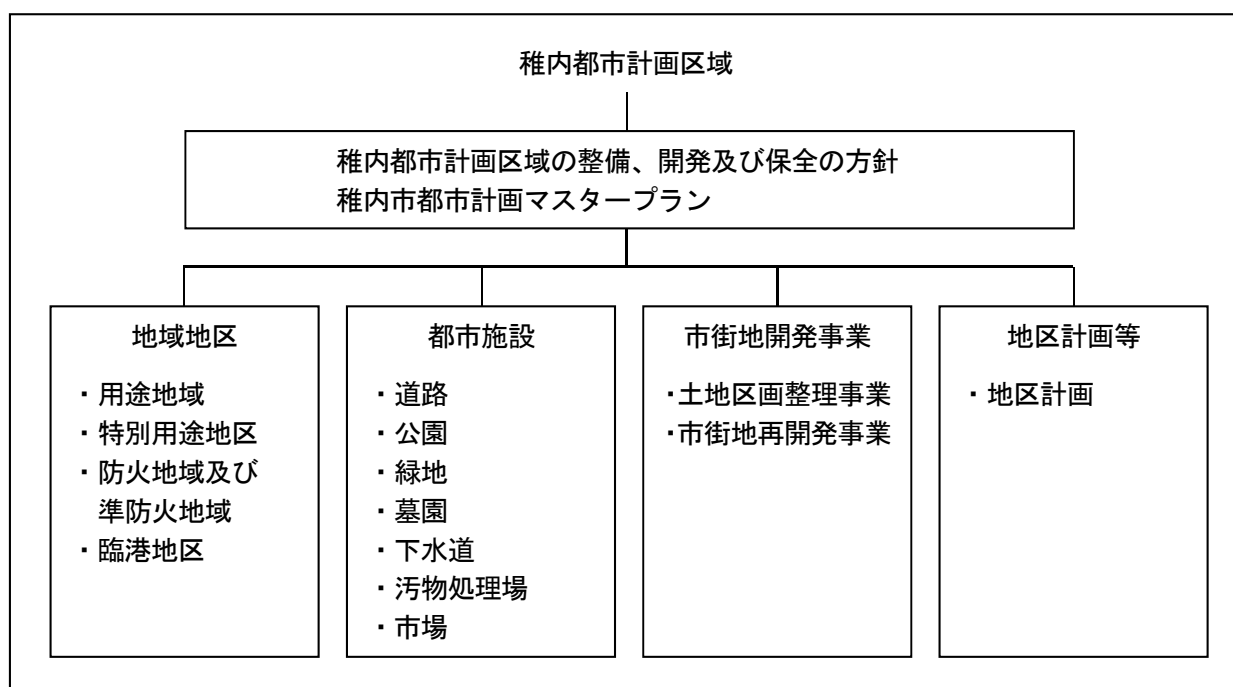
この都市計画の内容、決定手続、都市計画制限、都市計画事業などについて定めているのが、都市計画法です。

都市計画法では、都市は、市民生活の場であるとともに個人や企業の経済活動の場であることを踏まえ、また、土地の利用を個人の恣意に委ねることなく、合理的な土地利用を図るため、2つの基本理念を定めています。

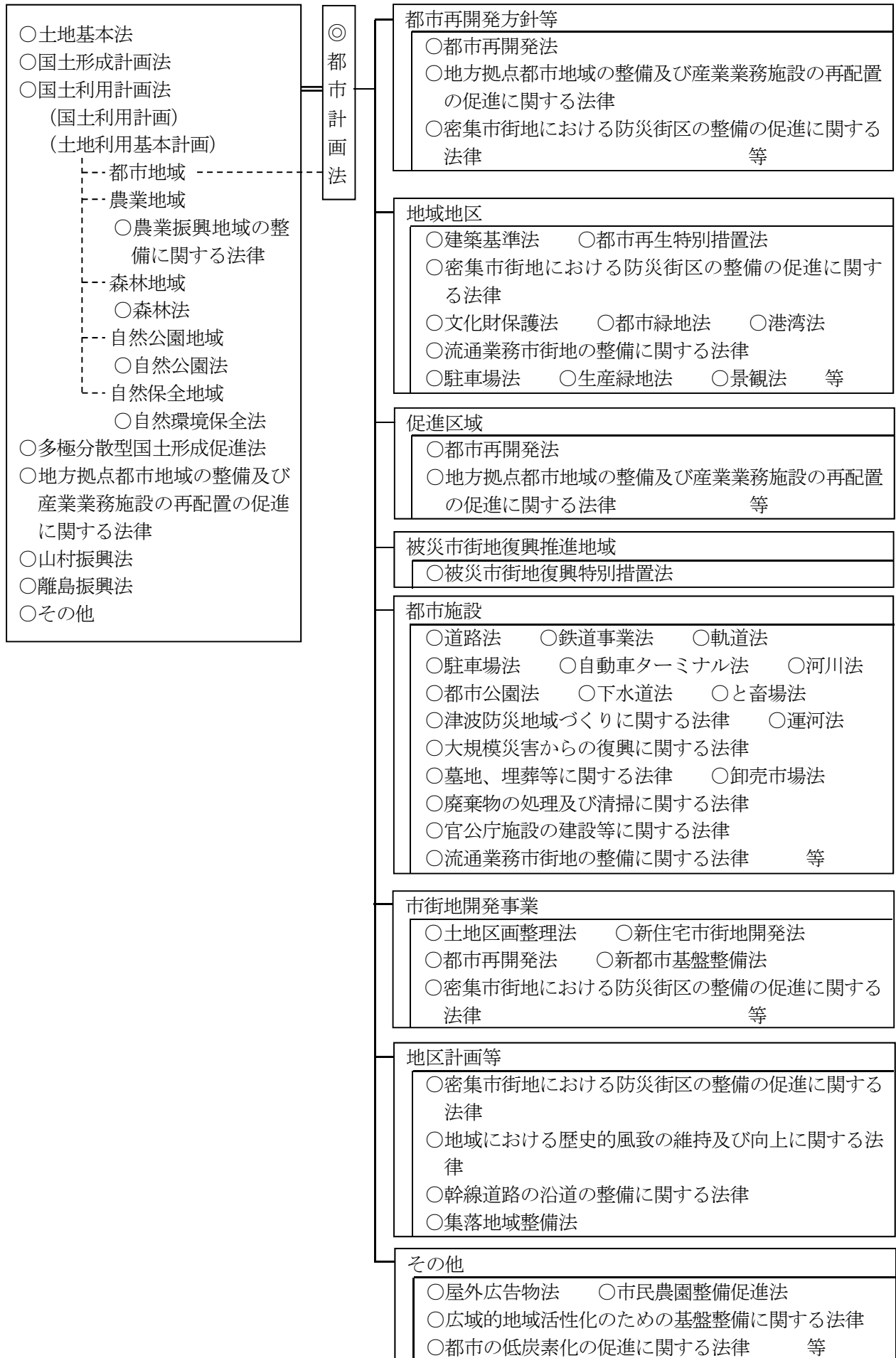


(2) 稚内市の都市計画の概要

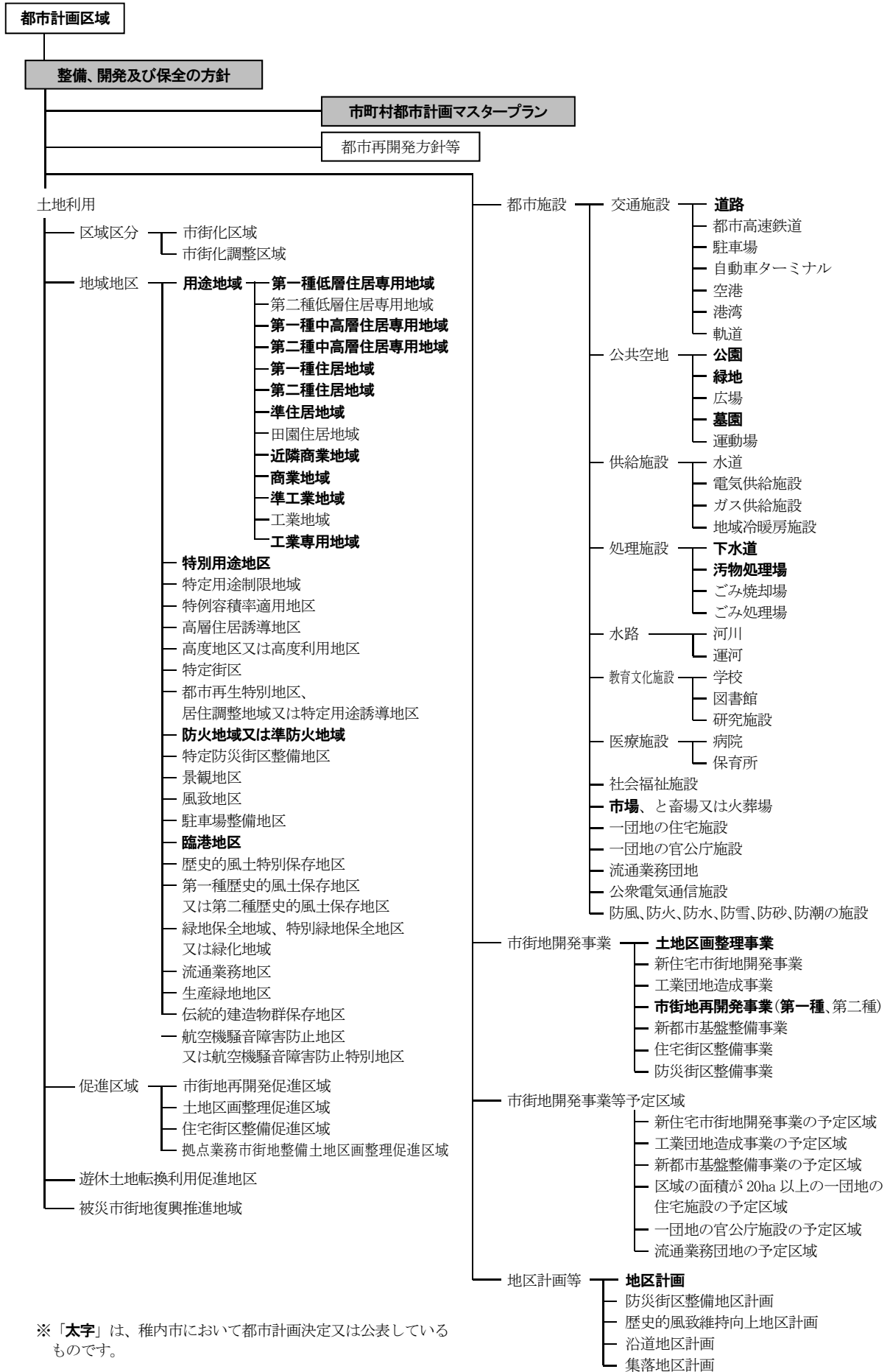
稚内市では、都市計画の基本理念に基づいて、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、「稚内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「稚内市都市計画マスタープラン」を基本として、次に掲げる都市計画を稚内都市計画区域に定めています。



(3) 都市計画法関連法体系



(4) 都市計画の内容



2. 都市計画区域とマスタープラン

(1) 稚内都市計画区域

都市計画区域とは、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するために、都市計画法等の規制を受ける土地の範囲です。

都市計画区域は、関係市町村と北海道都市計画審議会の意見を聴き、国土交通大臣の同意を得て、北海道が指定します。

稚内都市計画区域は、昭和 15 年に行政区域全域で当初指定し、その後昭和 44 年と 47 年の 2 度の変更により行政区域の一部に変更し、平成 23 年に区域の明確化を図るために変更しています。

なお、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に市街化区域と市街化調整区域との区分、いわゆる区域区分を定めることができますが、稚内都市計画区域では、人口・世帯数ともに減少傾向を示しており、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないことから、区域区分を定めていません。

◎稚内都市計画区域の決定(変更)経緯

	告示年月日	告示番号	面積
①	S15. 5. 23		約 46,444 ha
②	S44. 5. 20	建告第 2092 号	約 2,160 ha
③	S47. 4. 3	道告第 1001 号	約 2,312 ha
④	H23. 3. 29	道告第 214 号	約 2,587 ha
⑤	R2. 10. 30	道告第 671 号	約 2,779 ha

(2) 稚内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる「整開保」は、都市計画区域毎に北海道が定めるものです。

整開保は、都市計画相互間のきめ細かい調整を図り、都市計画の総合性及び一体性を確保するための、都市計画区域における基本的な方針として、

- ①都市計画の目標
- ②市街化区域と市街化調整区域との区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針
- ③土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

などを定めることとされており、都市計画区域について定められる都市計画は、全てこの方針に即すこととなります。

稚内都市計画区域の整開保は、平成 16 年に当初決定し、平成 23 年、令和 2 年に変更しています。

◎稚内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定(変更)経緯

	告示年月日	告示番号	面積
①	H16. 4. 6	道告第 390 号	約 2,312 ha
②	H23. 3. 29	道告第 216 号	約 2,587 ha
⑤	R2. 10. 30	道告第 671 号	約 2,779 ha

(3) 稚内市都市計画マスタープラン

市町村の都市計画に関する基本的な方針、いわゆる「市町村都市計画マスタープラン」は、市町村の建設に関する基本構想や都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して、市町村が定めるものです。

市町村都市計画マスタープランは、市町村が、創意工夫のもとに住民の意見を反映させて、都市づくりの理念や目指すべき都市像、地域別の整備方針、諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に示したものであり、都市計画区域について定められる都市計画は、全てこの方針に即すこととなります。

稚内市では、平成 14 年 3 月に「稚内市都市計画マスタープラン」を策定していますが、社会経済情勢の変動や都市構造の変化など、本市を取り巻く状況が大きく変化していることから、平成 27 年 3 月に、本計画を改定しました。

3. 地域地区

(1) 用途地域

用途地域は、良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業、工業等の適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、容積率、建ぺい率、高さ等を規制・誘導する地域であり、地域地区の中で最も基本的なものです。

都市計画法では、住居系 8 種類、商業系 2 種類及び工業系 3 種類の計 13 種類の用途地域があります。

◎用途地域の種類及び指定目的等

種 類	指 定 目 的 等
第一種低層住居専用地域	<ul style="list-style-type: none"> ・低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域です。 ・小規模な店舗や事務所を兼ねた住宅や小中学校等が建てられます。
第二種低層住居専用地域	<ul style="list-style-type: none"> ・主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域です。 ・小中学校等の他、150 m²までの一定の店舗等が建てられます。
第一種中高層住居専用地域	<ul style="list-style-type: none"> ・中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域です。 ・病院、大学、500 m²までの一定の店舗等が建てられます。
第二種中高層住居専用地域	<ul style="list-style-type: none"> ・主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域です。 ・病院、大学等の他、1,500 m²までの一定の店舗や事務所等が建てられます。
第一種住居地域	<ul style="list-style-type: none"> ・住居の環境を保護するため定める地域です。 ・3,000 m²までの店舗、事務所、ホテル等が建てられます。
第二種住居地域	<ul style="list-style-type: none"> ・主として住居の環境を保護するため定める地域です。 ・事務所、ホテル、ぱちんこ屋、カラオケボックス等の他、10,000 m²までの店舗等が建てられます。
準住居地域	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域です。 ・10,000 m²までの店舗等が建てられます。
田園住居地域	<ul style="list-style-type: none"> ・農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域です。 ・農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの等が建てられます。(本市に指定はありません)
近隣商業地域	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域です。 ・住宅や店舗の他に小規模な工場も建てられます。
商業地域	<ul style="list-style-type: none"> ・主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域です。 ・住宅や小規模な工場も建てられます。
準工業地域	<ul style="list-style-type: none"> ・主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域です。 ・危険性、環境悪化が大きい工場の他は、ほとんど建てられます。
工業地域	<ul style="list-style-type: none"> ・主として工業の利便を増進するため定める地域です。 ・どんな工場でも建てられます。また、住宅や 10,000 m²までの店舗等は建てられますが、学校、病院、ホテル等は建てられません。(本市に指定はありません)

工業専用地域	<ul style="list-style-type: none"> ・工業の利便を増進するため定める地域です。 ・どんな工場でも建てられますが、住宅、店舗、学校、病院、ホテル等は建てられません。
--------	--

稚内都市計画用途地域は、令和元年の最終変更を経て、現在は約 1,090.9ha を第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業専用地域に指定しています。

◎稚内都市計画用途地域の現決定状況

種 類	面 積	容積率	建ぺい率	高さ限度
第一種低層住居専用地域	約 113 ha	80 %	50 %	10 m
第二種低層住居専用地域	指定無	—	—	—
第一種中高層住居専用地域	約 210 ha	200 %	60 %	—
第二種中高層住居専用地域	約 98 ha	200 %	60 %	—
第一種住居地域	約 174 ha	200 %	60 %	—
第二種住居地域	約 3.1ha	200 %	60 %	—
準住居地域	約 11 ha	200 %	60 %	—
田園住居地域	指定無	—	—	—
近隣商業地域 (小計)	約 8.0 ha 約 8.8 ha 約 16.8 ha	200 % 300 %	80 % 80 %	—
商業地域	約 41 ha	400 %	80 %	—
準工業地域	約 353 ha	200 %	60 %	—
工業地域	指定無	—	—	—
工業専用地域	約 71 ha	200 %	60 %	—
合 計	約 1090.9ha			

◎稚内都市計画用途地域の決定(変更)経緯

	告示年月日	告示番号	面積 (ha)				
			住居地域	商業地域	準工業地域	工業地域	計
①	S27. 5. 27	建告第 707 号	116. 5	27. 9	51. 9	31. 2	227. 5
②	S32. 4. 23	建告第 653 号	121. 9	27. 9	58. 4	31. 2	239. 4
③	S37. 10. 12	建告第2645号	382. 6	27. 9	58. 4	47. 0	515. 9
④	S43. 12. 28	建告第3582号	354. 5	44. 2	120. 4	43. 4	562. 5

	告示年月日	告示番号	面積 (ha)							
			第一種住居 専用地域	第二種住居 専用地域	住居 地域	近隣 商業 地域	商業 地域	準 工業 地域	工業 専用 地域	計
⑤	S48. 10. 9	市告第 37 号	70	232	219	4	33	280	74	912
⑥	S58. 1. 18	市告第 4 号	157	230	222	10. 6	42	268	88	1, 017. 6
⑦	S62. 2. 4	市告第 6 号	155	230	224	10. 6	42	268	88	1, 017. 6
⑧	H 2. 2. 26	市告第 11 号	149	230	230	10. 6	42	268	88	1, 017. 6
⑨	H 4. 3. 24	市告第 9 号	139	262	235	13. 8	42	297	93	1, 081. 8

	告示年月日	告示番号	面積 (ha)										
			住居 専用 地域	第一種低層 住居 専用 地域	第一種中高層 住居 専用 地域	第二種中高層 住居 専用 地域	第一種住居 地域	第二種住居 地域	準 住居 地域	近隣 商業 地域	商業 地域	準 工業 地域	工業 専用 地域
⑩	H 8. 3. 6	市告第 13 号	129	214	91	177	—	12	16. 1	41	323	74	1, 077. 1
⑪	H14. 11. 15	市告第 105 号	129	214	91	177	—	12	16. 1	41	323	74	1, 077. 1
⑫	H15. 11. 21	市告第 119 号	129	214	91	177	—	12	16. 1	41	332	71	1, 083. 1
⑬	H23. 3. 29	市告第 31 号	129	214	91	177	—	12	16. 1	41	336	71	1, 087. 1
⑭	H24. 3. 27	市告第 46 号	113	213	98	174	—	11	16. 8	41	353	71	1, 090. 8
⑮	H28. 3. 17	市告第 112 号	113	210	98	174	3. 1	11	16. 8	41	353	71	1, 090. 9
⑯	R1. 11. 8	市告第 97 号	113	210	98	174	3. 1	11	16. 8	41	353 373m 2増	71	1, 090. 9

◎用途地域内の建築物の用途制限の概要

用途地域内の建築物の用途制限		用途地域											用途地域の指定のない区域	備考			
		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域			工業専用地域	工業用地	
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が、150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	○	④	○	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び洋服店等のサービス業用店舗で2階以下	
	店舗等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	○	○	○	○	○	④	○	② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、銀行の支店等のサービス業用店舗で2階以下	
	店舗等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				③	○	○	○	○	○	○	○	○	④	○	③ 2階以下	
	店舗等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	④	○	④ 物品販売店舗及び飲食店以外	
	店舗等の床面積が、3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	④	○		
店舗等の床面積が、10,000㎡を超えるもの									○	○	○						
事務所等	事務所等の床面積が、150㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下	
	事務所等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
事務所等の床面積が、3,000㎡を超えるもの					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
ホテル、旅館					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バットニング練習場等					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
	カラオケボックス等					▲	▲	○	○	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲ 10,000㎡以下	
	麻雀屋、ばちこ屋、射的場、馬券・車券発売所等					▲	▲	○	○	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲ 10,000㎡以下	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場							①	○	○	○			②		① 客席200㎡未満 ② 客席10,000㎡以下	
キャバレー等、個室付浴場等										○	▲		○	▲	▲ 個室付浴場以外		
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	病院			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人ホーム、福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下	
	自動車教習所					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
工場・倉庫等	単独自動車車庫(附属車庫を除く)			▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下かつ2階以下	
	建築物附属自動車車庫	①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	○	○	①、②、③については、当該敷地内にある建築物(自動車車庫を除く)の延べ面積以下かつ下記の条件を満たすもの ① 600㎡以下かつ1階以下 ② 3,000㎡以下かつ2階以下 ③ 2階以下 ※一団地の敷地内について別に制限あり	
	倉庫業倉庫							○	○	○	○	○	○	○	○		
	畜舎(15㎡を超えるもの)					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下かつ原動機の出力が0.75kw以下	
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場					①	①	①		②	②	○	○	○	○	① 作業場の床面積が50㎡以下 ② 作業場の床面積が150㎡以下 他に原動機・作業内容の制限あり	
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場									②	②	○	○	○	○		
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場											○	○	○	○		
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場												○	○	○		
	自動車修理工場						①	①	②		③	③	○	○	○	① 作業場の床面積が50㎡以下 ② 作業場の床面積が150㎡以下 ③ 作業場の床面積が300㎡以下 他に原動機の出力制限あり	
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設					①	②	○	○	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下かつ2階以下 ② 3,000㎡以下	
	量が少ない施設										○	○	○	○	○		
	量がやや多い施設											○	○	○	○		
	量が多い施設												○	○	○		

※ 本表は、用途制限の概要を示すものであり、すべての制限について掲載したものではありません。

(2) 特別用途地区

特別用途地区は、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区です。

用途地域が全国一律の基準であるのに対して、特別用途地区は市町村ごとに異なる基準であり、このため、用途地域が建築基準法により用途規制が働くのに対して、特別用途地区は建築基準法に基づく各市町村の条例により用途規制が働くことになります。

稚内都市計画特別用途地区は、準工業地域における土地利用の整序を図るために、平成 24 年の最終変更を経て、現在は準工業地域全域約 353.1ha を第 1～4 種特別工業地区又は大規模集客施設制限地区に指定し、「稚内市特別用途地区建築条例」に基づく用途規制を行っています。

◎稚内都市計画特別用途地区の決定(変更)経緯

	告示年月日	告示番号	面積					
			特別工業地区				大規模集客施設制限地区	計
			第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種		
①	S49. 4. 24	市告第 17 号	約 21. 8ha				—	約 21. 8ha
			稚内市特別工業地区建築条例 (昭和 49 年 3 月 26 日条例第 19 号、昭和 49 年 4 月 1 日施行)					
②	H 4. 3. 24	市告第 11 号	約 52ha				—	約 52. 0ha
			稚内市特別工業地区建築条例一部改正 (平成 4 年 3 月 30 日条例第 9 号、平成 4 年 5 月 7 日施行)					
③	H 8. 3. 6	市告第 14 号	約 16ha	約 44ha	約 37ha	—	—	約 97. 0ha
			稚内市特別工業地区建築条例一部改正 (平成 7 年 12 月 11 日条例第 26 号、平成 8 年 3 月 6 日施行)					
④	H15. 11. 21	市告第 120 号	約 16ha	約 44ha	約 37ha	約 8. 6ha	—	約 105. 6ha
			稚内市特別工業地区建築条例一部改正 (平成 15 年 10 月 8 日条例第 36 号、平成 15 年 11 月 21 日)					
⑤	H20. 3. 14	市告第 20 号	約 16ha	約 44ha	約 37 ha	約 8. 6ha	約 226ha	約 331. 6ha
			稚内市特別用途地区建築条例 (平成 20 年 3 月 21 日条例第 21 号、平成 20 年 4 月 1 日施行)					
⑥	H23. 3. 29	市告第 32 号	約 16ha	約 44ha	約 37ha	約 8. 6ha	約 230ha	約 335. 6ha
			条例改正なし					
⑦	H24. 3. 27	市告第 47 号	約 17ha	約 43ha	約 53ha	約 9. 1ha	約 231ha	約 353. 1ha
			条例改正なし					

⑧	R1. 11. 8	市告第 98 号	約 17ha	約 43ha	約 53ha	約 9. 1ha	約 231ha 377m ² 増	約 353. 1ha 377m ² 増
			条例改正なし					

◎特別用途地区内の建築物の用途制限の概要

特別用途地区内の建築物の用途制限		大規模集客施設制限地区	第1種特別工業地区	第2種特別工業地区	第3種特別工業地区	第4種特別工業地区	備考
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 10px; margin-right: 5px;"></div> 建てられる用途 <div style="background-color: #cccccc; border: 1px solid black; width: 15px; height: 10px; margin-right: 5px;"></div> 建てられない用途 ▲ 面積の制限あり </div>							
住宅	住宅	○		○	○	○	
	兼用住宅(住宅部分の面積が、建築物の延べ面積の2分の1以下かつ120㎡以下のものを除く。)	○		○	○	○	
	共同住宅、寄宿舎、下宿(当該特別工業地区内に設置する事業所の従事者のための寄宿舎を除く。)	○		○	○	○	
商業施設等	店舗、飲食店、展示場の床面積が10,000㎡を超えるもの						
	劇場、映画館、演芸場、観覧場の客席又はナイトクラブの床面積が10,000㎡を超えるもの						
	カラオケボックス等	▲	▲	▲			▲ 10,000㎡以下
	マージャン屋、ばちこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等	▲	▲	▲			▲ 10,000㎡以下
	ホテル、旅館	○	○	○		○	
	ボウリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、パッティング練習場	○	○	○			
	キャバレー、料理店等	○	○				
	自動車教習所	○	○	○	○		
工業施設等	原動機を使用する魚肉の練製品の製造	○	○				
	玩具煙火の製造	○	○				
	セルロイドの加熱加工又は機械のこぎりを使用する加工	○	○				
	絵具又は水性塗料の製造	○	○				
	亜硫酸ガスを用いる物品の漂白	○	○				
	骨炭その他動物質炭の製造	○	○				
	せっけんの製造	○	○				
	魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造	○	○				
	手すき紙の製造	○	○				
	羽又は毛の洗浄、染色又は漂白	○	○				
	骨、角、きば、ひずめ若しくは貝殻の引割若しくは乾燥研磨又は3台以上の研磨機による金属の乾燥研磨で原動機を使用するもの	○	○		○	○	
	鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するもの	○	○		○		
	レディミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5kwを超える原動機を使用するもの	○	○		○		
	墨、懐炉灰又は練炭の製造	○	○				
	かわら、れんが、土器、陶磁器、人造石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造	○	○				
ガラスの製造又は砂吹	○	○					
畜舎	○	○	○	○			
危険物の貯蔵庫・処理建築物	○	○	○	○			

※ 本表は、特別用途地区における用途制限の概要を示すものであり、すべての制限について掲載したものではありません。

◎稚内市特別用途地区建築条例

昭和49年 3月26日 条例第19号
改正

平成4年 3月30日 条例第9号
平成7年 12月11日 条例第26号
平成15年 10月8日 条例第36号
平成20年 3月21日 条例第21号
平成29年 3月17日 条例第12号
平成30年 3月19日 条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号に規定する特別用途地区内における建築物の建築を制限し、又は禁止することによって土地利用の適正化及び効率化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）の例による。

(適用区域)

第3条 この条例の適用区域は、稚内都市計画特別用途地区（以下「特別用途地区」という。）とする。

(特別用途地区の種別)

第4条 特別用途地区は、建築物の制限の内容により次に掲げる地区に分ける。

- (1) 大規模集客施設制限地区
- (2) 第1種特別工業地区
- (3) 第2種特別工業地区
- (4) 第3種特別工業地区
- (5) 第4種特別工業地区

(特別用途地区内の建築物の制限)

第5条 特別用途地区内においては、法第48条第11項の規定による制限のほか、別表に掲げる区分に従い、同表に定める用途に供する建築物を建築し、又は建築物の用途を同表に定める用途に変更してはならない。ただし、市長が当該地区の指定の目的に反しないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したときは、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ稚内市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

(既存建築物に対する制限の緩和)

第6条 法第3条第2項の規定により前条第1項本文の規定の適用を受けない既存の建築物は、同項本文の規定の適用を受けなくなったとき（以下「基準時」という。）を基準として、次に掲げる範囲内において増築し、改築し、又はその用途を変更することができる。

- (1) 増築又は改築が基準時における敷地内のものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対して、それぞれ法第52条及び第53条の規定に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計が基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築、改築又は用途変更後において、前条第1項本文の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(罰則)

第7条 第5条第1項本文の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第8条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、

当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月30日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成4年5月7日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年12月11日条例第26号)

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則 (平成15年10月8日条例第36号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則 (平成20年3月21日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月17日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月19日条例第8号)

この条例は、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（平成30年4月1日）から施行する。

別表 (第5条関係)

区 分	建築してはならない建築物の用途
大規模集客施設制限地区	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途で政令第130条の9の2に規定するもの又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令第130条の8の2第2項に規定するものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの
第1種特別工業地区	(1) 大規模集客施設制限地区の項に掲げるもの (2) 住宅 (3) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの（住宅部分の延べ面積が当該建築物の延べ面積の2分の1以下であり、かつ、120平方メートル以下であるものを除く。） (4) 共同住宅、寄宿舎又は下宿（当該特別工業地区内に設置する事業所の従業者のための寄宿舎を除く。）

<p>第2種 特別工業地区</p>	<p>(1) 大規模集客施設制限地区の項に掲げるもの (2) 次に掲げる事業を営む工場 ア 原動機を使用する魚肉の練製品の製造 イ 玩具煙火の製造 ウ セルロイドの加熱加工又は機械のこぎりを使用する加工 エ 絵具又は水性塗料の製造 オ 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白 カ 骨炭その他動物質炭の製造 キ せっけんの製造 ク 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造 ケ 手すき紙の製造 コ 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白 サ 骨、角、牙、ひずめ若しくは貝殻の引割若しくは乾燥研磨又は3台以上の研磨機による金属の乾燥研磨で原動機を使用するもの シ 鋳物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するもの ス レディミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用するもの セ 墨、懐炉灰又は練炭の製造 ソ 瓦、れんが、土器、陶磁器、人造と石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造 タ ガラスの製造又は砂吹 (3) キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p>
<p>第3種 特別工業地区</p>	<p>(1) 第2種特別工業地区の項第2号アからコまで及びセからタまで並びに第3号に掲げるもの (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 (3) ホテル又は旅館 (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) カラオケボックスその他これに類するもの (6) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途で政令第130条の9の2に規定するもの又は店舗、飲食店、展示場その他これらに類する用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては客席部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの</p>
<p>第4種 特別工業地区</p>	<p>(1) 第2種特別工業地区の項第2号アからコまで及びシからタまで並びに第3号に掲げるもの (2) 第3種特別工業地区の項第2号及び第4号から第6号までに掲げるもの (3) 自動車教習所 (4) 畜舎 (5) 政令第130条の9第1項の表準工業地域の欄に定める数量以下の危険物の貯蔵又は処理に供する建築物</p>

(3) 防火地域及び準防火地域

防火地域及び準防火地域は、主として商業地等の建築物の密集している市街地において建築物の構造を制限することによって不燃化を図り、市街地における火災の危険を防除するために定める地域です。

稚内都市計画防火地域及び準防火地域は、平成 24 年の最終変更を経て、現在は約 2.7ha を防火地域に、約 69.0ha を準防火地域に指定しています。

◎稚内都市計画防火地域及び準防火地域の決定(変更)経緯

	告示年月日	告示番号	面積	
			防火地域	準防火地域
①	S27. 10. 3	建告第 1226 号 建告第 1265 号	約 1.5 ha	約 29.44 ha
②	S29. 3. 30	建告第 318 号	約 1.7 ha	約 39.8 ha
③	S48. 10. 9	市告第 36 号	約 1.7 ha	約 54.3 ha
④	S58. 1. 18	市告第 4 号	約 1.8 ha	約 61.4 ha
⑤	H 4. 3. 24	市告第 10 号	約 1.8 ha	約 65.0 ha
⑥	H 8. 3. 6	市告第 15 号	約 1.8 ha	約 65.0 ha
⑦	H24. 3. 27	市告第 48 号	約 2.7 ha	約 69.0 ha

◎防火地域及び準防火地域内の建築物の規制内容の概要

建築基準法による建築物の主な規制内容			
防火地域	耐火建築物とするもの	階数が 3 以上又は延べ面積が 100 m ² を超える建築物	<適用除外> 防火地域 ・延べ面積が 50 m ² 以内の平屋建の附属建築物で外壁及び軒裏が防火構造のもの
	耐火建築物又は準耐火建築物とするもの	上記以外の建築物	
準防火地域	耐火建築物とするもの	地階を除く階数が 4 以上又は延べ面積が 1,500 m ² を超える建築物	防火地域・準防火地域 ・卸売市場の上家、機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これらに類似のもの
	耐火建築物又は準耐火建築物とするもの	延べ面積が 500 m ² を超え、1,500 m ² 以下の建築物	
	耐火建築物、準耐火建築物又は防火上必要な技術的基準に適合する建築物とするもの	地階を除く階数が 3 である建築物	
	外壁、軒裏で延焼の恐れのある部分を防火構造とするもの	木造建築物等	
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の屋根で耐火構造又は準耐火構造でないものは、不燃材料で造り、又はふくこと。 ・外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火戸その他の防火設備を設けること。 		

(4) 臨港地区

臨港地区は、港湾を管理運営するために定める地区であり、港湾管理者が地区内において分区を指定した場合、用途地域及び特別用途地区による用途規制が適用除外となり、港湾法に基づく各市町村の分区条例により用途規制が働くこととなります。

港湾法では、9種類の分区があり、それぞれの区域は次のような目的をもって定められます。

◎各分区の種類及び指定目的

種 類	指 定 目 的
商 港 区	・旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域です。
特殊物資港区	・石炭、鉱石その他大量ばら積を通例とする物資を取り扱わせることを目的とする区域です。(本市に指定はありません)
工 業 港 区	・工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域です。
鉄道連絡港区	・鉄道と鉄道連絡船との連絡を行わせることを目的とする区域です。(本市に指定はありません)
漁 港 区	・水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域です。
バンカー港区	・船舶用燃料の貯蔵及び補給を行わせることを目的とする区域です。(本市に指定はありません)
保 安 港 区	・爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする区域です。
マリーナ港区	・スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供することを目的とする区域です。(本市に指定はありません)
修景厚生港区	・その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域です。(本市に指定はありません)

稚内都市計画臨港地区は、令和元年の最終変更を経て、現在は約 149ha を臨港地区に指定しており、分区については、一部地区を除き、商港区、工業港区、漁港区又は保安港区に指定し、「稚内市が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」に基づく用途規制を行っています。

◎稚内都市計画臨港地区の決定(変更)経緯

	告示年月日	告示番号	面 積	分区内訳 (ha)				
				商港区	工業港区	漁港区	保安港区	無分区
①	S36. 3. 16	建告第 496 号	約 41. 9ha					
②	S45. 9. 14	道告第2292号	約 41. 7ha	14. 0	8. 9	16. 9	1. 9	
③	S50. 3. 26	道告第 830 号	約 81. 4ha	16. 7	23. 5	37. 5	3. 7	
④	H 7. 9. 26	道告第1473号	約 143 ha	48. 8	37. 1	52. 8	3. 9	
⑤	H15. 11. 21	道告第2019号	約 148 ha	54. 6	28. 5	52. 8	3. 9	8. 6
⑥	H23. 3. 29	道告第 216 号	約 149 ha	34. 5	49. 6	49. 7	5. 2	10. 1
⑦	R1. 11. 8	道告第 744 号	約 149 ha 377m ² 増	34. 5 306m ² 増	49. 6	49. 7 71m ² 増	5. 2	10. 1

◎臨港地区内の建築物の用途制限の概要

臨港地区内の建築物の用途制限		商 港 区	工 業 港 区	漁 港 区	保 安 港 区
<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="width: 15px; height: 10px; border: 1px solid black; background-color: white;"></div> 建てられる用途 </div> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="width: 15px; height: 10px; border: 1px solid black; background-color: gray;"></div> 建てられない用途 </div>					
港湾施設	外郭施設、臨港交通施設、航行補助施設、港湾公害防止施設、廃棄物処理施設、港湾環境整備施設、港湾厚生施設、港湾管理施設	○	○	○	○
	係留施設、荷さばき施設、船舶役務用施設	○	○	■	○
	保管施設、移動式施設	○	○	■	■
	旅客施設	○	■	■	■
空港施設	空港施設				
工業施設等	港湾の利用の高度化を図るための情報処理施設、電気通信施設	○	■	■	■
	原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場並びにこれらの事業の用に供するための情報処理施設、電気通信施設及びその附帯施設、並びにこれら工場に附属する研究施設及びその附帯施設	■	○	■	■
	下水処理施設	■	○	■	■
	危険物置場、危険物倉庫及び貯油施設	■	■	■	○
	消火施設その他の危険防止施設	■	■	■	○
漁業施設	漁船のための係留施設、燃料補給施設、給水施設、給氷施設、修理施設、造船施設及びその附帯施設	■	■	○	■
	漁舎、魚干場その他水産物の処理に必要な施設	■	■	○	■
	冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他水産物の保管のための施設	■	■	○	■
	製氷工場、冷凍工場その他水産物の加工工場及びこれらの附帯施設	■	■	○	■
	網干場、網倉庫その他漁具の補修又は保管に必要な施設	■	■	○	■
流通施設	荷さばき施設又は保管施設に附属する卸売展示施設、流通加工施設及びその附帯施設	○	■	■	■
	港湾の流通機能の高度化を図るためのトラックターミナル、卸売市場	○	■	■	■
事務所	海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業、ひき船業、船舶給水業、船舶燃料補給業、船舶修理業、港内清掃業、けい離船業、貿易業、水先案内業、船舶用食料供給業、海事代理士業、港内公害防止業、サルベージ業を行う者の事務所	○	○	■	■
	船舶用品販売業を行う者の事務所及びその附帯施設	■	○	■	■
	漁業会社、漁業組合その他水産物に係る事業を行う者の事務所及びその附帯施設	■	■	○	■
	給油業者及び危険物を取り扱う業者の事務所	■	■	■	○
官公署	税関、入国管理事務所、検疫所、地方運輸局、気象台、海上保安部、開発建設部、警察署、消防署、水産試験場、漁業研修所及びその附帯施設	○	○	○	○
	航路標識事務所、食糧事務所、海上自衛隊及びその附帯施設	○	○	■	○
	防疫所及びその附帯施設	○	○	○	■
	水産物地方卸売市場及びその附帯施設	■	■	○	■
利便施設	港湾の旅客又は貨物に関連する事業者の利便の用に供するための銀行の支店、保険業の店舗、旅館、ホテル、船舶用品店、小規模飲食料品店、土産品店、小規模日用品店、ガソリンスタンド	○	■	■	■
	漁業関係者の利便の用に供するための船舶用品店、小規模飲食料品店、土産品店、小規模日用品店	■	■	○	■
	港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための会議場施設、研修施設、共同利用施設	○	■	■	■
	休泊所、診療所及びその附帯施設	○	○	○	■

※ 本表は、臨港地区内における用途制限の概要を示すものであり、すべての制限について掲載したものではありません。

◎稚内市が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例

平成3年3月20日条例第5号
改正
平成15年10月8日条例第37号

(目的)

第1条 この条例は、港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第39条第1項の規定により市長が指定した臨港地区内の分区（以下「分区」という。）内における建築物その他の構築物の建設、改築又はその用途の変更を規制し、もって港湾の機能を確保することを目的とする。

(禁止構築物)

第2条 法第40条第1項の規定により条例で定める建築物その他の構築物は、別表の左欄に掲げる分区の区分に応じ、同表の右欄に定める建築物その他の構築物以外のもの（市長が公益上やむを得ないと認めて許可した構築物及び臨港地区内の特定の地区について、市長が策定した計画において整備することが適当と認められた構築物を除く。）とする。

(罰則)

第3条 法第40条第1項の規定に違反し、分区内において建築物その他の構築物を建設し、改築し、又はその用途を変更した者は、5万円以下の罰金に処する。

(規則への委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、この条例による改正前の稚内市が管理する港湾の臨港地区内の分区において規制される構築物の指定に関する条例の規定により許可された建築物その他の構築物は、それぞれこの条例の相当規定により許可された建築物その他の構築物とみなす。

附 則（平成15年10月8日条例第37号）

この条例は、平成15年11月1日から施行する。

別表（第2条関係）

分 区	建設してはならない建築物その他の構築物以外のもの
商 港 区	(1) 法第2条第5項に規定する次に掲げる港湾施設（危険物置場、貯油施設及びセメントサイロを除く。） ア 外郭施設 イ 係留施設 ウ 臨港交通施設 エ 航行補助施設 オ 荷さばき施設 カ 旅客施設 キ 保管施設 ク 船舶役務用施設 ケ 港湾公害防止施設 コ 廃棄物処理施設 サ 港湾環境整備施設 シ 港湾厚生施設 ス 港湾管理施設 セ 移動式施設 (2) 次に掲げる事業を行う者の事務所 ア 海上運送事業

- イ 港湾運送事業
 - ウ 倉庫業
 - エ 道路運送事業
 - オ 貨物運送取扱事業
 - カ ひき船業
 - キ 船舶給水業
 - ク 船舶燃料補給業
 - ケ 船舶修理業
 - コ 港内清掃業
 - サ けい離船業
 - シ 貿易業
 - ス 水先案内業
 - セ 船舶用食料供給業
 - ソ 海事代理士業
 - タ 港内公害防止業
 - チ サルベージ業
- (3) 港湾の旅客又は貨物に関連する事業者の利便の用に供するための次に掲げる施設
- ア 銀行の支店
 - イ 保険業の店舗
- (4) 荷さばき施設又は保管施設に附属する次に掲げる施設
- ア 卸売展示施設
 - イ 流通加工施設
 - ウ 附帯施設
- (5) 港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための次に掲げる施設
- ア 会議場施設
 - イ 研修施設
 - ウ 共同利用施設
- (6) 港湾の利用の高度化を図るための次に掲げる施設
- ア 情報処理施設
 - イ 電気通信施設
- (7) 港湾の流通機能の高度化を図るための次に掲げる施設
- ア トラックターミナル
 - イ 卸売市場
- (8) 空港施設
- (9) 港湾関係者のための次に掲げる施設
- ア 休泊所
 - イ 診療所
 - ウ ア及びイの附帯施設
- (10) 次に掲げる官公署の事務所及びその附帯施設
- ア 税関
 - イ 入国管理事務所
 - ウ 検疫所
 - エ 防疫所
 - オ 地方運輸局
 - カ 气象台
 - キ 海上保安部
 - ク 開発建設部
 - ケ 警察署
 - コ 消防署
 - サ 航路標識事務所
 - シ 食糧事務所

	<ul style="list-style-type: none"> ス 海上自衛隊 セ 水産試験場 ソ 漁業研修所 <p>(11) 港湾の旅客又は貨物に関連する事業者の利便の用に供するための次に掲げる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 旅館 イ ホテル ウ 船舶用品店 エ 小規模飲食料品店 オ 土産品店 カ 小規模日用品店 キ ガソリンスタンド
工業港区	<p>(1) 法第2条第5項に規定する次に掲げる港湾施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 外郭施設 イ 係留施設 ウ 臨港交通施設 エ 航行補助施設 オ 荷さばき施設 カ 保管施設 キ 船舶役務用施設 ク 港湾公害防止施設 ケ 廃棄物処理施設 コ 港湾環境整備施設 サ 港湾厚生施設 シ 港湾管理施設 ス 移動式施設 <p>(2) 原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場並びにこれらの事業の用に供するための次に掲げる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 情報処理施設 イ 電気通信施設 ウ ア及びイの附帯施設 <p>(3) 前号に規定する工場に附属する次に掲げる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 研究施設 イ 附帯施設 <p>(4) 商港区第2号に規定する事業を行う者の事務所</p> <p>(5) 第2号及び第3号に規定する工場又は施設に従事する者のための次に掲げる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 休泊所 イ 診療所 ウ 船舶用品販売業を行う者の事務所 エ アからウの附帯施設 <p>(6) 下水処理施設</p> <p>(7) 商港区第10号に規定する官公署の事務所及びその附帯施設</p>
漁港区	<p>(1) 法第2条第5項に規定する次に掲げる港湾施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 外郭施設 イ 臨港交通施設 ウ 航行補助施設 エ 港湾公害防止施設 オ 廃棄物処理施設 カ 港湾環境整備施設 キ 港湾厚生施設

	<ul style="list-style-type: none"> ク 港湾管理施設 (2) 漁船のための次に掲げる施設及びその附帯施設 <ul style="list-style-type: none"> ア 係留施設 イ 燃料補給施設 ウ 給水施設 エ 給氷施設 オ 修理施設 カ 造船施設 (3) 漁舎、魚干場その他水産物の処理に必要な施設 (4) 冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他水産物の保管のための施設 (5) 製氷工場及び冷凍工場その他水産物の加工工場並びにこれらの附帯施設 (6) 網干場、網倉庫その他漁具の補修又は保管に必要な施設 (7) 漁業関係者のための次に掲げる施設 <ul style="list-style-type: none"> ア 休泊所 イ 診療所 ウ ア及びイの附帯施設 (8) 漁業会社、漁業組合その他水産物に係る事業を行う者の用に供するための事務所及びその附帯施設 (9) 次に掲げる官公署の事務所及びその附帯施設 <ul style="list-style-type: none"> ア 水産試験場 イ 漁業研修所 ウ 防疫所 エ 警察署 オ 消防署 カ 税関 キ 入国管理事務所 ク 検疫所 ケ 地方運輸局 コ 气象台 サ 海上保安部 シ 開発建設部 ス 水産物地方卸売市場 (10) 漁業関係者の利便の用に供するための次に掲げる施設 <ul style="list-style-type: none"> ア 船舶用品店 イ 小規模飲食料品店 ウ 土産品店 エ 小規模日用品店
保安港区	<ul style="list-style-type: none"> (1) 法第2条第5項に規定する次に掲げる港湾施設 <ul style="list-style-type: none"> ア 外郭施設 イ 係留施設 ウ 臨港交通施設 エ 航行補助施設 オ 荷さばき施設 カ 船舶役務用施設 キ 港湾公害防止施設 ク 廃棄物処理施設 ケ 港湾環境整備施設 コ 港湾厚生施設 サ 港湾管理施設 (2) 危険物置場、危険物倉庫及び貯油施設 (3) 消火施設その他の危険防止施設 (4) 給油業者及び危険物を取り扱う業者の事務所

(5) 次に掲げる官公署の事務所及びその附帯施設

- ア 警察署
- イ 消防署
- ウ 税関
- エ 入国管理事務所
- オ 検疫所
- カ 地方運輸局
- キ 気象台
- ク 海上保安部
- ケ 開発建設部
- コ 航路標識事務所
- サ 食糧事務所
- シ 海上自衛隊
- ス 水産試験場
- セ 漁業研修所

4. 都市施設

(1) 道路

道路は、都市における円滑な移動を確保するための交通機能であり、都市計画に自動車専用道路、幹線街路、区画街路又は特殊街路を定めます。

また、交通広場とは、輻輳する歩行者やバス、タクシーなどの交通を適切に処理するため、道路と鉄道、港湾及び空港などに接続し、交通結節点としての役割を持って設けられる広場であり、特に、鉄道の駅に接続するものを駅前広場といいます。

◎道路の種類及び指定目的

種 類	指 定 目 的
自動車専用道路	・都市高速道路や都市間高速道路など比較的長いトリップの交通を処理するため、設計速度を高く設定し、一定区間における路外からの車両の出入り制限を行い、自動車専用とする道路です。
幹 線 街 路	・都市の主要な骨格をなす道路で、都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地などの相互間の交通を主として受け持ち、近隣住区などの地区の外郭を形成する道路または近隣住区などの地区における主要な道路で、当該地区に発生、集中する交通を地区の外郭を形成する道路に連結する道路です。
区 画 街 路	・近隣住区などの地区における宅地の利用に供するための道路です。
特 殊 街 路	・もっぱら歩行者、自転車、都市モノレール（道路として整備される場合）及び路面電車など、自動車以外の用に供する道路です。

稚内都市計画道路は、平成30年の最終変更を経て、現在は25路線、総延長約44,090mの幹線街路を決定しています。

◎稚内都市計画道路の現決定状況及び整備状況（令和3年3月31日現在）

路線 番号	路線名	車線数	幅員	延長	改良済		当初告示 年月日	備 考
					延長	率		
3・2・1	広場通	4車線	30m	約 110 m	約 110 m	100.0%	S29. 3. 30	
		なお、起点（稚内市大黒1丁目地内）に南稚内駅前広場（1,800㎡）を設ける。						
3・2・2	官衙通	4車線	30m	約 900 m	約 900 m	100.0%	S29. 3. 30	
3・3・3	開運通	4車線	25m	約 5,730 m	約 5,730 m	100.0%	S35. 6. 2	国道40号
3・3・4	文化通	4車線	25m	約 330 m	約 330 m	100.0%	S44. 5. 24	
3・4・5	本通南線	2車線	18m	約 4,350 m	約 4,350 m	100.0%	S27. 3. 31	主要道道稚内天塩線
3・4・6	波止場通	2車線	18m	約 200 m	約 200 m	100.0%	S29. 3. 30	主要道道稚内天塩線
		なお、起点（稚内市中央2丁目地内）に稚内駅前広場（4,200㎡）を設ける。						
3・4・7	大通	2車線	18m	約 220 m	約 220 m	100.0%	S29. 3. 30	
3・4・9	学苑通	2車線	16m	約 340 m	0 m	0.0%	S29. 3. 30	
3・4・10	栄通	2車線	16m	約 1,060 m	約 1,060 m	100.0%	S44. 5. 24	
3・4・11	緑通	2車線	16m	約 640 m	約 640 m	100.0%	S44. 5. 24	主要道道稚内天塩線
3・5・12	本通北線	2車線	15m	約 4,120 m	約 4,000 m	97.1%	S27. 3. 31	一般道道抜海港線
3・5・13	北浜通	2車線	15m	約 4,700 m	約 2,770 m	58.9%	S29. 3. 30	
3・5・15	船見通	2車線	15m	約 2,860 m	約 2,860 m	100.0%	S29. 3. 30	主要道道稚内天塩線
3・4・16	緑・富岡環状通	2車線	19m	約 4,390 m	約 2,370 m	54.0%	S61. 3. 27	
3・4・17	富岡通	2車線	16m	約 1,440 m	約 840 m	58.3%	S61. 3. 27	
3・4・18	利礼通	2車線	16m	約 160 m	約 160 m	100.0%	S61. 3. 27	一般道道稚内港線
3・4・19	高校通	2車線	16m	約 510 m	0 m	0.0%	S44. 5. 24	
3・4・20	球場通	2車線	16m	約 670 m	0 m	0.0%	S61. 3. 27	
3・2・21	はまなす通	4車線	32m	約 6,180 m	約 6,180 m	100.0%	S27. 3. 31	国道238号
3・4・23	青葉通	2車線	18m	約 910 m	約 910 m	100.0%	S61. 3. 27	
3・4・24	天北通	2車線	18m	約 1,120 m	約 1,120 m	100.0%	H 5. 6. 4	
3・4・25	北星通	2車線	18m	約 980 m	0 m	0.0%	H 5. 6. 4	
3・4・26	萩が丘通	2車線	18m	約 1,420 m	0 m	0.0%	H 5. 6. 4	
3・3・27	公園通	2車線	25m	約 640 m	約 640 m	100.0%	H 6. 6. 3	一般道道宗谷ふれあい公園線
3・4・28	恵比須通	2車線	16m	約 110 m	0 m	0.0%	H12. 10. 3	
合 計		25路線		約 44,090 m	約 35,390 m	80.3%		

◎稚内都市計画道路の決定(変更)経緯

	告示年月日	告示番号	決定・変更路線(内容)	
①	S27. 3. 31	建告第 451 号	新規決定	本通南線、波止場通線、本通北線
②	S29. 3. 30	建告第 329 号	新規決定	広場通線、官衙通線、沿岸通線、大通線、国立病院通線、学苑通線、若草通線、北浜通線、日曹通線、船見通線、文化通線、港湾通線、岩山通線、更喜苦内通線、明境通線、北山麓通線、南浜通線、西山通線、東山通線
③	S33. 9. 18	建告第1539号	路線番号変更	全路線
④	S35. 6. 2	建告第1060号	新規決定	北5条通線、開運通線
⑤	S36. 3. 31	建告第 389 号	一部変更	開運通線、南浜通線
			廃止	文化通線
⑥	S39. 6. 25	建告第1602号	一部変更	波止場通線(稚内駅前広場区域変更)
⑦	S44. 5. 24	建告第2904号	路線番号変更	全路線
			路線名称変更	広場通線→広場通、官衙通線→官衙通、沿岸通線+開運通線→開運通+文化通、波止場通線→波止場通、大通線→大通、北浜通線→北浜通、日曹通線→日曹通、船見通線→船見通、国立病院通線→病院通、学苑通線→学苑通
			一部変更	広場通(終点変更)、開運通(起終点変更、一部幅員変更、構造変更)、文化通(終点変更、構造変更)、本通南線(終点変更、一部幅員変更)、波止場通(終点変更)、本通北線(終点変更)、北浜通(起終点変更)、船見通(終点変更)、病院通(幅員変更)、学苑通(終点変更、幅員変更)
			新規決定	栄通、緑通
⑧	S47. 2. 1	市告第 5 号	路線番号変更	本通北線、北浜通、日曹通、船見通
⑨	S47. 2. 7	道告第 344 号	路線番号変更	開運通、広場通、官衙通、文化通、本通南線、波止場通、大通、病院通、学苑通、栄通、緑通
			一部変更	開運通(一部線形変更、一部幅員変更、構造変更)
⑩	S61. 3. 27	道告第 424 号	路線名称変更	栄通→栄通+高校通、本通南線→本通南線+はまなす通
			一部変更	広場通(起点変更、南稚内駅前広場区域変更)、開運通(終点変更、一部線形変更、一部幅員変更)、文化通(終点変更)、本通南線(終点変更、一部線形変更)、栄通(終点変更)、緑通(起終点変更、線形変更)、船見通(終点変更)、高校通(起点変更、線形変更)、はまなす通(起点変更、幅員変更)

			新規決定	緑・富岡環状通、富岡通、利札通、球場通、朝見通、青葉通
⑪	H 2. 3. 5	道告第 272 号	一部変更	開運通（構造変更）、富岡通（終点変更、一部線形変更）、高校通（終点変更、一部線形変更）
⑫	H 5. 6. 4	道告第 848 号	一部変更	官衙通（終点変更）、病院通（一部幅員変更、構造変更）、栄通（起点変更、一部線形変更）、緑通（一部区域変更）、青葉通（終点変更、一部線形変更、幅員変更）、船見通（一部幅員変更）
			新規決定	天北通、北星通、萩が丘通
⑬	H 6. 6. 3	道告第 869 号	一部変更	はまなす通（終点変更）
			新規決定	公園通
⑭	H12. 10. 3	道告第1631号	車線数決定	学苑通、利札通
			一部変更	学苑通（起点変更）、利札通（終点変更、一部線形変更）
⑮	H12. 10. 3	市告第 57 号	車線数決定	北浜通
			一部変更	北浜通（一部線形変更、一部幅員変更）
			新規決定	恵比須通
⑯	H15. 3. 14	道告第 412 号	車線数決定	広場通、官衙通、開運通、文化通、本通南線、波止場通、大通、病院通、栄通、緑通、本通北線、船見通、緑・富岡環状通、富岡通、高校通、球場通、はまなす通、朝見通、青葉通、天北通、北星通、萩が丘通、公園通
⑰	H15. 3. 14	市告第 25 号	車線数決定	日曹通
⑱	H18. 3. 22	道告第 245 号	一部変更	波止場通（稚内駅前広場区域変更）
⑲	H18. 3. 22	市告第 21 号	一部変更	北浜通（一部幅員変更）
⑳	H22. 3. 30	道告第 260 号	一部変更	開運通（一部区域変更）、本通南線（一部区域変更）
㉑	H22. 3. 30	市告第 37 号	一部変更	緑・富岡環状通（一部区域変更）、富岡通（一部区域変更）、天北通（起点変更）
			廃止	病院通、日曹通、朝見通
㉒	H24. 3. 27	道告第 197 号	一部変更	開運通（一部区域変更）
㉓	H24. 3. 27	市告第 50 号	一部変更	栄通（終点変更）、緑・富岡環状通（幅員変更）、富岡通（起点変更）、球場通（終点変更）、青葉通（終点変更）、北星通（起点変更）
㉔	H25. 2. 7	市告第 183 号	一部変更	緑・富岡環状通（一部区域変更（橋台部））
㉕	H27. 3. 19	市告第 140 号	一部変更	緑・富岡環状通（一部区域変更（橋台部））
㉖	H30. 10. 4	市告第 80 号	一部変更	緑・富岡環状通（一部線形変更）、北星通（起点変更、一部区域変更）

(2) 公園・緑地・墓園

公園は、レクリエーション及び災害時の避難等の用に供する公共空地であり、都市計画に街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園又は特殊公園を定めます。

また、緑地は、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上及び緑道の用に供する公共空地であり、墓園は、主として墓地の設置の用に供する公共空地です。

◎公園・緑地の種類及び指定目的等

種 類		指 定 目 的 等
公 園	街区公園	<ul style="list-style-type: none"> 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園です。 誘致距離 250mの範囲内で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置します。
	近隣公園	<ul style="list-style-type: none"> 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園です。 近隣住区（幹線街路等に囲まれたおおむね 1km 四方(面積 100ha)の居住単位) 当たり 1 箇所を誘致距離 500mの範囲内で 1 箇所当たり面積 2ha を標準として配置します。
	地区公園	<ul style="list-style-type: none"> 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園です。 誘致距離 1km の範囲内で 1 箇所当たり面積 4ha を標準として配置します。
	総合公園	<ul style="list-style-type: none"> 主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供することを目的とする公園です。 都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置します。
	運動公園	<ul style="list-style-type: none"> 主として運動の用に供することを目的とする公園です。 都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置します。
	広域公園	<ul style="list-style-type: none"> 一の市町村の区域を超える広域の区域を対象とし、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供することを目的とする公園です。 地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに 1 箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置します。
	特殊公園	<ul style="list-style-type: none"> 主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、又は、動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的とする公園です。
緑 地	緩衝緑地	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地です。 公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置します。
	都市緑地	<ul style="list-style-type: none"> 主として都市の自然的環境の保全及び改善、並びに都市の景観の向上を図ることを目的とする緑地です。 1 箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置します。
	緑 道	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地です。 幅員 10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置します。

稚内都市計画公園は、平成 28 年の最終変更を経て、現在は 12 箇所、総面積約 151.51ha の街区公園、地区公園、近隣公園、総合公園、歴史公園又は広域公園を決定しています。

また、稚内都市計画緑地は、平成 12 年の最終変更を経て、現在は 1 箇所約 5.00ha を決定し、稚内都市計画墓園は、昭和 32 年の最終変更を経て、現在は 1 箇所約 12.64ha を決定しています。

◎稚内都市計画公園の現決定状況及び整備状況（平成 31 年 3 月 31 日現在）

種別	公園 番号	公園名	位置	面積	供用済		当初告示 年月日
					面積	率	
街区	2・2・1	潮見公園	潮見 5 丁目	約 0.3 ha	約 0.3 ha	100.0%	S28. 3. 24
	2・2・2	白樺公園	潮見 1 丁目	約 0.84ha	約 0.84ha	100.0%	S36. 6. 17
	2・2・3	緑ヶ丘公園	緑 1 丁目	約 0.2 ha	約 0.2 ha	100.0%	S41. 10. 4
	2・2・4	宝来公園	宝来 4 丁目	約 0.2 ha	約 0.2 ha	100.0%	S44. 12. 26
	2・2・5	港公園	港 4 丁目	約 0.07ha	約 0.07ha	100.0%	S53. 1. 9
	小 計		5 箇所	約 1.61ha	約 1.61ha	100.0%	
近隣	3・2・3	中央公園	中央 2 丁目	約 0.6 ha	約 0.6 ha	100.0%	S55. 5. 28
地区	4・4・1	若葉公園	若葉台 1 丁目	約 6.3 ha	約 6.3 ha	100.0%	H28. 3. 17
総合	5・5・1	稚内公園	中央 1 丁目	約 45.2 ha	約 45.2 ha	100.0%	S29. 3. 30
	5・4・2	みどり公園	緑 4・5 丁目	約 12.1 ha	約 12.1 ha	100.0%	S44. 12. 26
	5・5・3	ノシャップ公園	ノシャップ	約 15.4 ha	約 15.4 ha	100.0%	S48. 5. 18
	小 計		3 箇所	約 72.7 ha	約 72.7 ha	100.0%	
歴史	8・4・1	宗谷公園	宗谷	約 5.0 ha	約 0.8 ha	16.0%	S33. 9. 19
広域	9・6・1	宗谷ふれあい公園	声間 5 丁目	約 65.3 ha	約 65.3 ha	100.0%	H 5. 6. 4
公園合計			12 箇所	約 151.51ha	約 147.31ha	97.2%	

◎稚内都市計画緑地の現決定状況及び整備状況（平成 31 年 3 月 31 日現在）

種別	緑地 番号	緑地名	位置	面積	供用済		当初告示 年月日
					面積	率	
緑地	1	天北緑地	末広 3, 4, 5 丁目	約 4.97ha	約 4.97ha	100.0%	S53. 12. 11

◎稚内都市計画墓園の現決定状況及び整備状況（平成 31 年 3 月 31 日現在）

種別	墓園 番号	墓園名	位置	面積	供用済		当初告示 年月日
					面積	率	
墓園	1	稚内霊苑	中央 1 丁目	約 12.64ha	約 7.4 ha	58.5%	S31. 4. 5

◎稚内都市計画公園の決定(変更)経緯

	告示年月日	告示番号	決定・変更公園(面積)	
①	S28. 3. 24	建告第 324 号	新規決定	潮見公園 (5. 4ha)
②	S29. 3. 30	建告第 330 号	新規決定	稚内公園 (45. 2ha)
③	S33. 9. 19	建告第1541号	新規決定	宗谷公園 (5. 0ha)
④	S36. 6. 17	建告第1181号	新規決定	白樺公園 (0. 62ha)
⑤	S41. 10. 4	建告第3316号	新規決定	緑ヶ丘公園 (0. 2ha)
⑥	S44. 12. 26	道告第2741号	公園番号変更	潮見公園 (0. 3ha)
			一部変更	潮見公園 (位置変更、面積変更/0. 3ha)
			新規決定	みどり公園 (9. 0ha)、富岡公園 (5. 6ha)
⑦	S44. 12. 26	市告第 77 号	新規決定	中央公園 (現名称: 宝来公園) (0. 2ha)、こまどり公園 (0. 8ha)
			廃止	みどり公園
⑧	S48. 5. 18	道告第1444号	公園番号変更	稚内公園 (45. 2ha)、宗谷公園 (5. 0ha)、富岡公園 (5. 6ha)
			新規決定	ノシャップ公園 (12. 4ha)
⑨	S49. 2. 6	市告第 3 号	公園番号変更	白樺公園 (0. 62ha)、緑ヶ丘公園 (0. 2ha)
			一部変更	緑ヶ丘公園 (位置表示変更/0. 2ha)
⑩	S50. 3. 26	道告第 832 号	一部変更	ノシャップ公園 (面積変更/15. 4ha)
⑪	S53. 1. 9	市告第 2 号	新規決定	港公園 (0. 07ha)
⑫	S55. 5. 28	市告第 24 号	公園名称変更	旧中央公園→宝来公園 (0. 2ha)
			新規決定	中央公園 (0. 6ha)
⑬	H 5. 6. 4	道告第 848 号	新規決定	宗谷ふれあい公園 (66. 8ha)
⑭	H13. 3. 9	道告第 372 号	一部変更	宗谷ふれあい公園 (面積変更/65. 3ha)
⑮	H25. 1. 7	市告第 170 号	一部変更	白樺公園 (面積変更/0. 84ha)
⑯	H28. 3. 17	市告第 113 号	一部変更	みどり公園 (面積変更/12. 1ha)
			新規決定	若葉公園 (6. 3ha)
			廃止	富岡公園、こまどり公園

◎稚内都市計画緑地の決定(変更)経緯

	告示年月日	告示番号	決定・変更緑地(面積)	
①	S53. 12. 11	道告第3663号	新規決定	天北緑地 (5. 0ha)
②	H12. 8. 1	市告第 43 号	一部変更	天北緑地 (5. 0ha)

◎稚内都市計画墓園の決定(変更)経緯

	告示年月日	告示番号	決定・変更墓園(面積)	
①	S31. 4. 5	建告第 583 号	新規決定	稚内霊苑 (12. 72ha)

②	S32. 4. 23	建告第 662 号	一部変更	稚内霊苑 (12. 64ha)
---	------------	-----------	------	-----------------

稚内市では、都市計画公園以外の公園として、7箇所で総面積約 6. 81ha の都市公園、2箇所で総面積約 209. 47ha のその他公園及び 42 箇所総面積約 3. 42ha のちびっこ広場があります。

◎稚内市の都市計画公園以外の公園の整備状況（令和 3 年 3 月 31 日現在）

種 別	公園名	位置	面積	開設年	備 考	
都市公園	街区	さくらヶ丘公園	こまどり 5 丁目	約 0. 12 ha	H7	
		ひばりヶ丘公園	緑 5 丁目	約 0. 25 ha	H7	
		青葉公園	栄 1 丁目	約 0. 12 ha	H7	
		富岡かばのき公園	富岡 6 丁目	約 0. 04 ha	H8	
		緑どんぐり公園	緑 6 丁目	約 0. 25 ha	H8	
	風致	声間公園	声間	約 5. 60 ha	S58	
	緩衝緑地	ウエンナイ緑地	潮見 4, 5 丁目	約 0. 43 ha	H13	
	合 計	7 箇所	約 6. 81 ha			
その他公園	宗谷岬公園	宗谷岬	約 4. 38 ha	S41		
	メグマ沼自然公園	メグマ	約 205. 09ha	S60		
	合 計	2 箇所	約 209. 47ha			

◎公園以外の広場（令和 3 年 3 月 31 日現在）

種 別	公園名	位置	面積	開設年	備 考	
ちびっこ 広場	1	今恵広場	恵比須 4-6	約 0. 02 ha	S44	北保育所
	2	稚恵広場	恵比須 3-1	約 0. 03 ha	S45	恵比須 3 市営住宅横
	3	恵比須 2 広場	恵比須 2-2	約 0. 05 ha	S48	青少年会館裏
	4	中央 4 広場	中央 4-13	約 0. 02 ha	H 6	市立稚内病院保育所横
	5	港 2 広場	港 2-3	約 0. 07 ha	S54	南 4 町内会館
	6	大黒 2 広場	大黒 3-5	約 0. 04 ha	S45	大黒 2 町内会館
	7	大黒 3 広場	大黒 3-4	約 0. 01 ha	S51	港保育所・総合勤労者会館裏
	8	潮見 1 広場	潮見 1-6	約 0. 01 ha	S56	潮橋横 (エノシコマナイ川)
	9	潮見 2 広場	潮見 2-1	約 0. 06 ha	S44	潮見第 2 町内会館
	10	緑中央広場	緑 2-11	約 0. 06 ha	S56	南小学校前
	11	緑 3 広場	緑 3-3	約 0. 09 ha	S46	
	12	こまどり 4 広場	こまどり 4-10	約 0. 07 ha	S50	緑第 2 町内会集会所
	13	こまどり 1 広場	こまどり 1-4	約 0. 03 ha	S47	
	14	栄 1 広場	栄 1-2	約 0. 03 ha	S54	

種 別	公園名	位置	面積	開設年	備 考	
	15	潮見ヶ丘広場	栄 1-3	約 0.03 ha	S55	栄 1 市営住宅横
	16	栄 3 広場	栄 3-7	約 0.05 ha	S46	栄町内会館
	17	萩見 3 広場	萩見 3-9	約 0.10 ha	S44	
	18	萩見 5 広場	萩見 5-15	約 0.03 ha	S55	岡本
	19	朝日 3 広場	朝日 3	約 0.01 ha	S56	朝日町内会館横
	20	はまなす 2 広場	はまなす 2-6	約 0.07 ha	S53	
	21	富岡 3 広場	富岡 3-22	約 0.15 ha	S53	
	22	富岡 4 広場	富岡 4-3	約 0.02 ha	S50	潮見が丘小前
	23	富岡 5 広場	富岡 5-16	約 0.21 ha	S57	萩ヶ丘浄水場下・西光寺横
	24	富士見北広場	富士見 5	約 0.06 ha	S45	富士見団地
	25	声問第 2 広場	声問 3	約 0.08 ha	S48	稚内建設管理部事業課裏
	26	声問第 3 広場	声問 3	約 0.95 ha	S50	声問会館裏
	27	声問第 4 広場	声問 4	約 0.03 ha	S63	
	28	宗谷広場	宗谷	約 0.10 ha	S44	宗谷公園横
	29	第 1 清浜広場	第 1 清浜	約 0.03 ha	S50	第 1 清浜会館横
	30	大岬広場	宗谷岬	約 0.03 ha	S56	
	31	沼川広場	沼川	約 0.02 ha	S45	
	32	曲渕広場	曲渕	約 0.10 ha	S48	曲渕保育所
	33	抜海広場	抜海	約 0.04 ha	S45	抜海保育所
	34	上勇知広場	上勇知	約 0.03 ha	S48	上勇知保育所
	35	うぐいす広場	緑 6-12	約 0.15 ha	S62	
	36	クトネベツ広場	クトネベツ	約 0.04 ha	S63	
	37	萩見 4-5 広場	萩見 4-5	約 0.03 ha	S59	妙照寺裏
	38	富岡 4-18 広場	富岡 4-18	約 0.08 ha	H 3	旧社会教育センター東分館横
	39	栄 5 広場	栄 5-5	約 0.08 ha	H 6	栄 2 号橋横
	40	朝日 2 広場	朝日 2-8	約 0.05 ha	H18	
	41	大黒中央広場	大黒 3-2	約 0.04 ha	H18	大黒交番裏
	42	朝日 5 広場	朝日 5-7	約 0.21 ha	H20	
		合 計	42 箇所	約 3.42 ha		

(3) 下水道

下水道は、市街地における下水（雨水と汚水）を排除、処理するための施設であり、生活環境の改善、水質の保全、浸水の防除など都市活動を支える上で必要不可欠な施設です。

下水道は、その目的により公共下水道、流域下水道又は都市下水路の3つに大別されます。

◎下水道の種類及び概要

種 類		概 要
公 共 下 水 道	公 共 下 水 道	<ul style="list-style-type: none"> 主として市街地における下水を排除、処理するもので、地方公共団体が設置し管理します。 終末処理場を有する単独下水道と、流域下水道に接続する流域関連公共下水道とがあります。
	特定公共下水道	<ul style="list-style-type: none"> 特定の事業者の事業活動に主として利用されるものです。事業活動の計画汚水量がおおむね3分の2以上を占めるものをいいます。
	特定環境保全公共下水道	<ul style="list-style-type: none"> 主に都市計画区域外に設置されるもので、自然保護下水道、農山漁村下水道、簡易な下水道があります。
流 域 下 水 道		<ul style="list-style-type: none"> 流域内の2つ以上の市町村の下水道から排除される下水を受けて、これを排除するもので、終末処理場を有する公共下水道をいいます。原則として、都道府県が事業主体となります。
都 市 下 水 路		<ul style="list-style-type: none"> 市街地内の雨水排除を目的に、開渠を原則とする下水道です。

稚内都市計画下水道は、平成24年の最終変更を経て、現在は、排水区域約1,091ha、下水管渠20m及び稚内下水終末処理場約41,400m²を決定しています。

◎稚内都市計画下水道の現決定状況

排 水 区 域	約 1,091 ha	
下 水 管 渠	稚内100号幹線	φ1.7m、L≒5m、分流式污水管
	稚内300号幹線	□1.0m×0.7m、L≒15m、処理水放流管
その他の施設	稚内下水終末処理場	面積：約41,400m ² 、処理能力：26,900m ³ /日

◎稚内都市計画下水道の整備状況（令和3年3月31日現在）

整 備 面 積	約 1,005.58 ha
管 渠 延 長	約 178.52 km
人 口 普 及 率	91.9 % (29,957人/32,597人)
水 洗 化 普 及 率	93.7 % (28,073人/29,957人)

◎稚内都市計画下水道の決定(変更)経緯

	告示年月日	告示番号	排水区域	下水管渠	ポンプ場	終末処理場
①	S49. 12. 20	市告第 38 号	約 912 ha	約 24, 220 m	3 箇所/5, 500 m ²	約 41, 350 m ²
②	S59. 12. 24	市告第 60 号	約 1, 018 ha	約 33, 260 m	3 箇所/50 m ²	約 41, 350 m ²
③	S63. 12. 19	市告第 70 号	約 1, 018 ha	約 33, 230 m	—	約 41, 350 m ²
④	H 6. 3. 7	市告第 6 号	約 1, 082 ha	約 14, 700 m	—	約 41, 400 m ²
⑤	H12. 8. 28	市告第 48 号	約 1, 077 ha	約 20 m	—	約 41, 400 m ²
⑥	H15. 11. 21	市告第 121 号	約 1, 083 ha	約 20 m	—	約 41, 400 m ²
⑦	H23. 3. 29	市告第 33 号	約 1, 087 ha	約 20 m	—	約 41, 400 m ²
⑧	H24. 3. 27	市告第 49 号	約 1, 091 ha	約 20 m	—	約 41, 400 m ²
⑨	R1. 11. 8	市告第 99 号	約 1, 091 ha	約 20 m	—	約 41, 400 m ²

◎稚内都市計画下水道の事業認可(変更)経緯

		告示年月日	告示番号
都市計画法事業認可	①	S50. 2. 18	道告第 414 号
	②	S54. 5. 4	道告第 1458 号
	③	S60. 3. 14	道告第 370 号
	④	H 1. 6. 15	道告第 941 号
	⑤	H 6. 9. 30	道告第 1475 号
	⑥	H13. 2. 23	道告第 284 号
	⑦	H21. 2. 6	道告第 10095 号
	⑧	H25. 3. 15	道告第 10267 号
	⑨	H30. 3. 9	道告第 10234 号
	⑩	H31. 2. 21	道告第 10245 号
	⑪	R2. 3. 2	道告第 10326 号
下水道法事業認可	①	S50. 3. 5	建設省北都下発第 2 号
	②	S57. 8. 2	建設省北都下発第 35 号
	③	S60. 2. 18	建設省北都下公発第 1 号
	④	H 1. 5. 11	建設省北都下公発第 2 号
	⑤	H 6. 8. 24	建設省北都下発第 25 号
	⑥	H 8. 10. 1	建設省北都下発第 30 号
	⑦	H13. 1. 25	公下第 15-65 号指令
	⑧	H15. 12. 18	公下第 10193 号指令
	⑨	H21. 1. 23	都環第 1644 号指令
	⑩	H25. 3. 1	稚下水第 142 号
	⑪	H27. 2. 17	稚下水第 336 号
	⑫	H30. 2. 23	稚水施第 420 号
	⑬	H31. 2. 15	稚水施第 341 号
	⑭	R2. 2. 18	稚水施第 524 号

(4) その他の都市施設

稚内都市計画区域では、道路、公園、緑地、墓園、下水道の他に、汚物処理場と市場を決定しています。

◎稚内都市計画汚物処理場の決定経緯

	告示年月日	告示番号	決定・変更処理場（面積）	
①	S39. 8. 17	建告第 2221 号	新規決定	稚内汚物処理場（約 1.25 ha）

◎稚内都市計画市場の決定経緯

	告示年月日	告示番号	決定・変更市場（面積）	
①	S47. 8. 19	市告第 35 号	新規決定	稚内市有第 3 市場（約 55,000 m ² ）
②	H 8. 3. 6	市告第 16 号	新規決定	稚内市公設地方卸売市場（約 9,300 m ² ）
③	H 9. 8. 6	市告第 52 号	廃止	稚内市公設地方卸売市場（約 9,300 m ² ）

5. 市街地開発事業

(1) 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、土地の区画形質の変更や公共施設の新設・変更を行うことで、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るものです。

稚内都市計画区域では、昭和 27 年に第一地区土地区画整理事業を決定し、昭和 28 年から事業を実施しました。

◎稚内都市計画土地区画整理事業の決定経緯

	告示年月日	告示番号	名 称	面 積
①	S27. 9. 4	建告第 1177 号	第一地区	約 149.7 ha

◎第一地区土地区画整理事業の概要

事業認可 告示年月日	施行面積	施行期間	換地処分 公告年月日	総事業費
S28. 7. 9	約 149.7 ha	S28～34	S35. 2. 11	84,992 千円
(大黒町)	(47.7ha)	(S28～30)		
(潮見町)	(49.6ha)	(S30～34)		
(緑 町)	(33.4ha)	(S30～34)		
(港 町)	(19.0ha)	(S30～34)		

(2) 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、建築物や建築敷地の整備及び公共施設の整備を行うことで、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るものであり、権利変換方式の第一種市街地再開発事業と用地買収方式の第二種市街地再開発事業の2種類があります。

稚内都市計画区域では、平成18年に稚内駅前地区第一種市街地再開発事業を決定し、同年から事業を実施しました。

◎稚内都市計画第一種市街地再開発事業の決定(変更)経緯

	告示年月日	告示番号	変更・決定事業(面積)	
①	H18. 3. 22	市告第 19 号	新規決定	稚内駅前地区(約 0.4 ha)
②	H20. 3. 28	市告第 34 号	一部変更	稚内駅前地区(約 0.4 ha)
③	H20. 10. 1	市告第 98 号	一部変更	稚内駅前地区(約 0.4 ha)

◎稚内駅前地区第一種市街地再開発事業の概要

事業認可 告示年月日	施行面積	施行期間	工事完了 公告年月日	総事業費
H20. 11. 10	約 0.4 ha	H18~23	H24. 3. 10	2,941,000 千円

6. 地区計画等

(1) 地区計画

地区計画は、比較的小規模な地区を対象とし、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するために定める計画であり、その内容は「地区計画の目標」、「区域の整備、開発及び保全に関する方針」及び「地区整備計画」から構成されます。

地区整備計画が定められている区域においては、土地の区画形質の変更や建築物の建築を行おうとする場合、市町村長への届出が義務づけられています。

また、地区整備計画で定めた事項のうち建築物の用途、敷地に関する事項等を条例による制限として定めることができます。

稚内都市計画区域では、平成18年に稚内駅周辺地区地区計画を決定し、「稚内市地区整備計画の区域内における建築物の制限に関する条例」に基づく規制を行っています。

◎稚内都市計画地区計画の決定経緯

	告示年月日	告示番号	名称	面積
①	H18. 3.22	市告第20号	稚内駅周辺地区	約0.9 ha

◎稚内市地区整備計画の区域内における建築物の制限に関する条例

平成18年3月23日条例第27号
改正

平成30年3月19日条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、地区整備計画が定められている区域内の建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する制限について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区整備計画 地区計画の区域内において定められている道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地及び建築物等の整備並びに土地の利用に関する計画をいう。
- (2) 地区計画 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第1号に規定する地区計画をいう。
- (3) 建築物 法第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (4) 建築物等 都市計画法第8条第3項第2号ニに規定する建築物等をいう。
- (5) 床面積 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第2条第1項第3号に規定する床面積をいう。
- (6) 共同住宅 法第2条第2号に規定する共同住宅をいう。
- (7) 居室 法第2条第4号に規定する居室をいう。
- (8) 建築 法第2条第13号に規定する建築をいう。
- (9) 容積率 法第52条第1項に規定する容積率をいう。
- (10) 建蔽率 法第53条第1項に規定する建蔽率をいう。
- (11) 敷地面積 政令第2条第1項第1号に規定する敷地面積をいう。
- (12) 外壁等 外壁又はこれに代わる柱をいう。
- (13) 建築面積 政令第2条第1項第2号に規定する建築面積をいう。

(適用区域)

第3条 この条例を適用する区域は、次のとおりとする。

名 称	区 域
稚内駅周辺地区 地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された稚内駅周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域

(建築物の用途の制限)

第4条 地区整備計画が定められている区域（その区域に係る地区整備計画において、当該地区を2以上の地区に区分しているものにあつては、その区分されたそれぞれの地区の区域とする。以下同じ。）内においては、別表に定める建築物を建築してはならない。

(建築物の容積率の制限)

第5条 建築物の容積率は、別表に定める数値の範囲内でなければならない。

(建築物の建蔽率の制限)

第6条 建築物の建蔽率は、別表に定める数値以下でなければならない。

(建築物の敷地面積の制限)

第7条 建築物の敷地面積は、別表に定める数値以上でなければならない。

(建築物の外壁等の面の位置の制限)

第8条 建物の外壁等の面から道路境界線までの距離は、別表に定める数値以上でなければならない。

(建築物の建築面積の制限)

第9条 建築物の建築面積は、別表に定める数値以上でなければならない。

(公益上必要な建築物の特例)

第10条 次に掲げるものについては、この条例の規定は、適用しない。

(1) 市長が、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

(2) 市長が、地区計画に定められた区域の整備及び開発に関する方針に適合し、かつ、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するためやむを得ないと認めて許可したもの

2 前項の許可を受けようとするときは、規則で定める申請書に建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項に規定する次に掲げる図書各2通を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 付近見取図

(2) 配置図

(3) 各階平面図

(4) 立面図

(5) 断面図

(6) 日影図（法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物である場合に限る。）

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

3 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、建築許可の可否を決定し、規則で定める通知書を当該申請者に交付するものとする。

4 申請者は、建築許可を受けた後、当該許可に係る建築物の工事完了前に当該許可に係る建築物の設計内容を変更しようとするときは、規則で定める申請書に次に掲げる図書2通を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

(1) 許可通知書

(2) 変更図書

5 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、変更の承認の可否を決定し、申請者に対し規則で定める通知書を交付するものとする。

(記載事項の変更の届出)

第11条 前条第2項の規定により提出した申請書又は添付書類の記載事項に変更があつたときは、前条第4項の規定に該当する場合を除き、速やかに、規則で定める届出書により市長に届け出なければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(建築物の敷地が計画地区の内外にわたる場合等の措置)

第12条 建築物の建築が計画地区の内外にわたる場合において、その敷地の過半が計画地区内に属す

るときは、その建築物又はその敷地の全部について、第4条及び第7条の規定を適用し、その敷地の過半が当該地域の外に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について、これらの規定を適用しない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第13条 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は、適用しない。

(都市計画審議会への諮問)

第14条 市長は、第10条第3項の規定による許可をしようとする場合においては、あらかじめ、稚内市都市計画審議会に諮問しなければならない。

(規則への委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条又は第7条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
 - (2) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地を分割したことにより、第7条の規定に違反することとなった場合における当該敷地の所有者、管理者又は占有者
 - (3) 第5条、第6条、第8条又は第9条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）
 - (4) 法第87条第2項において準用する第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- 2 前項第3号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、第1項の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月19日条例第8号）

この条例は、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（平成30年4月1日）から施行する。

別表（第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条関係）

稚内駅周辺地区地区整備計画区域

建築してはならない建築物	(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する建築物 (2) 1階部分を次に掲げる用途に供する建築物 ア 住宅又は共同住宅の住戸 イ 住宅の居室 ウ 寄宿舎の寝室 エ 下宿の宿泊室 (3) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎
建築物の容積率の制限	10分の10以上10分の40以下
建築物の建蔽率の制限	10分の8
建築物の敷地面積の制限	1,000平方メートル

建築物の外壁等の面の位置の制限	(1) 都市計画道路開運通 3メートル (地上3メートル以上に位置する外壁等については、1.5メートル) (2) 都市計画道路波止場通稚内駅前広場 1.5メートル
建築物の建築面積の制限	200 平方メートル

7. 白地地域の建築形態規制

(1) 白地地域の建築形態規制

都市計画区域のうち用途地域が指定されていない地域、いわゆる「白地地域」では、特定行政庁である北海道が、容積率、建蔽率、道路斜線勾配及び隣地斜線勾配を定めることとされています。

稚内市の白地地域は、平成 24 年の最終変更を経て、現在は、地域を 4 つに区分して各規制値が定められています。

◎稚内市の白地地域の建築形態規制値の現決定状況

区域番号	位置	面積	容積率	建ぺい率	道路斜線勾配	隣地斜線勾配
稚-1	稚内市 ノシャップ 3~5 丁目、富士見 1~5 丁目、西浜 1~4 丁目、ノシャップ	約 343.4 ha	200 %	70 %	1.5	2.5
稚-2	稚内市 声間 1~5 丁目	約 165.1 ha	200 %	70 %	1.5	2.5
稚-3	稚内市 朝日 5 丁目、新光町	約 3.1 ha	200 %	60 %	1.5	2.5
稚-4	稚内都市計画区域内のうち用途地域及び上記の稚-1~稚-3 の区域を除く区域	約 984.3 ha	50 %	30 %	1.25	1.25

◎稚内市の白地地域の建築形態規制値の決定(変更)経緯

	告示年月日	告示番号	面積 (ha)						
			稚-1	稚-2	稚-3	稚-4	稚-5	稚-6	計
①	H16. 3. 2	道告第 232 号	245.9	136.5	26.4	25.3	3.6	791.2	1,228.9
②	H23. 3. 29	道告第10382-8号	343.2	165.1	32.3	25.8	3.1	930.1	1,499.6

	告示年月日	告示番号	面積 (ha)				
			稚-1	稚-2	稚-3	稚-4	計
③	H24. 3. 27	道告第10331-9号	343.4	165.1	3.1	984.3	1,495.9

8. 都市計画の決定手続き

(1) 都市計画決定権者

稚内都市計画区域において定められている都市計画は、都市計画法の規定により、広域的な観点から定めるべきものについては北海道が、その他のものは稚内市が決定権者となっています。

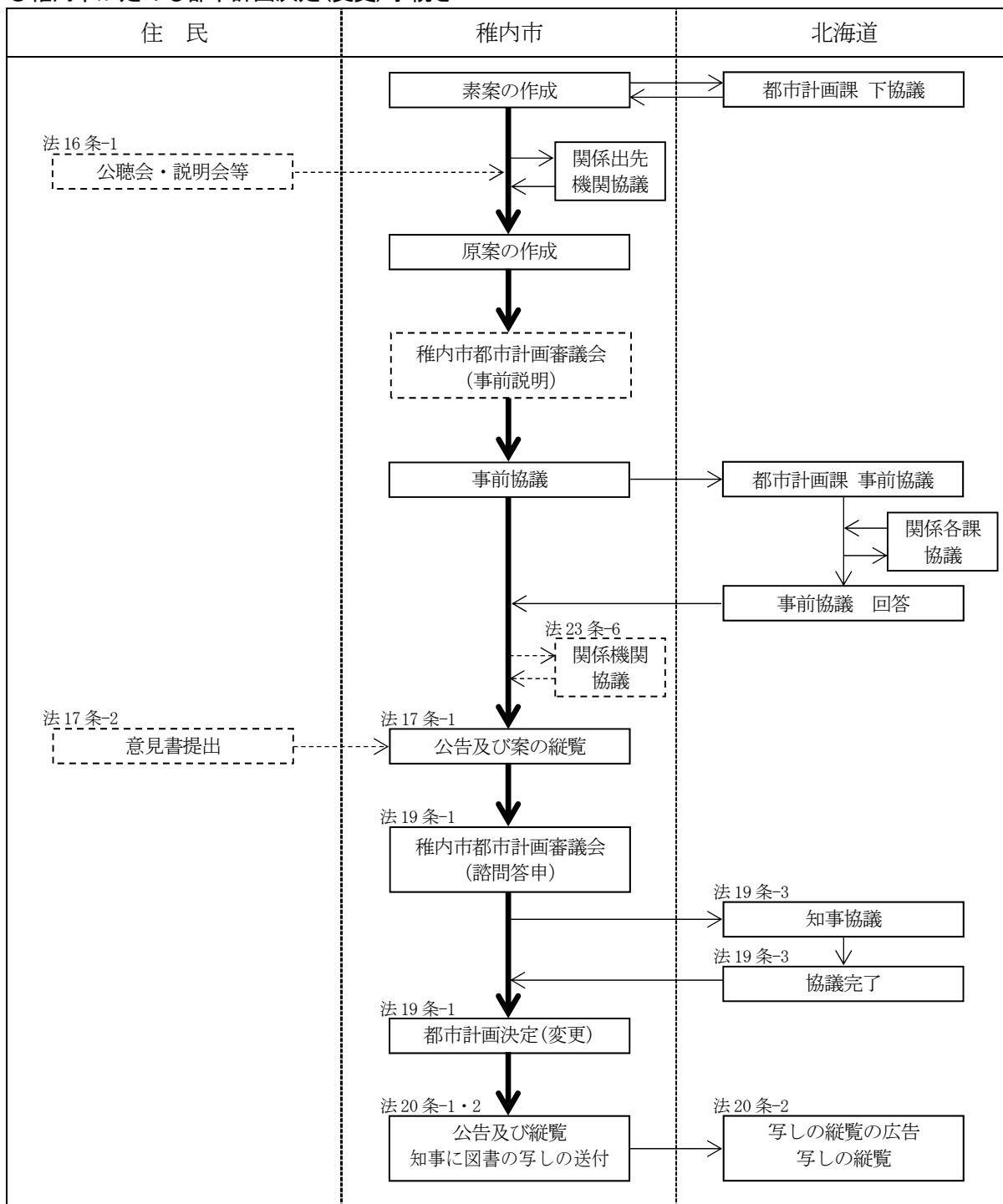
◎稚内都市計画区域における都市計画決定権者

都市計画の内容		稚内市	北海道
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針			○
地 域 地 区	用途地域	○	
	特別用途地区	○	
	防火地域及び準防火地域	○	
	臨港地区		○
都 市 施 設	道路	国道・道道	○
		市町村道	○
	公園	○	
	緑地	○	
	墓園	○	
	下水道	○	
	汚物処理場	○	
	市場	○	
市街地開発事業	土地区画整理事業	○	
	市街地再開発事業	○	
地 区 計 画		○	

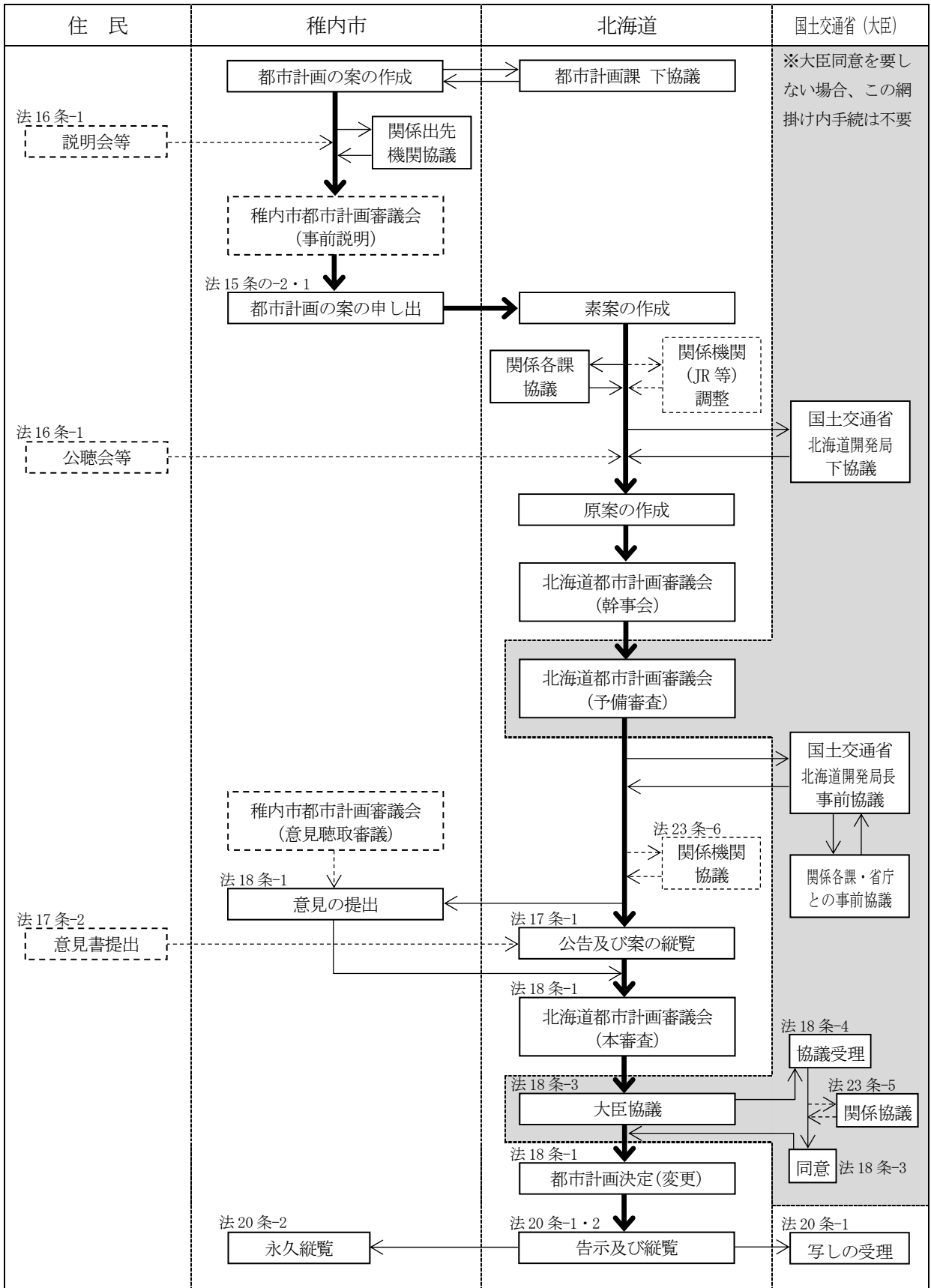
(2) 都市計画決定(変更)手続き

稚内都市計画区域において定められている都市計画は、都市計画法の規定により、広域的な観点から定めるべきものについては北海道が、その他のものは稚内市が決定権者となっています。

◎稚内市が定める都市計画決定(変更)手続き



◎北海道が定める都市計画決定(変更)手続き



(3) 稚内市都市計画審議会

稚内市都市計画審議会は、稚内市が定める都市計画について審議するとともに、稚内市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議するため、都市計画法第 77 条の 2 に基づき設置されているものです。審議会の組織や運営に関する事項は、稚内市都市計画審議会条例において定められています。

現在、稚内市都市計画審議会は、学識経験者 5 名、市議会議員 3 名、関係行政機関職員 3 名及び一般公募により選任された市民 1 名の合計 12 名により構成されています。(R2 年度から 2 年任期)

- ◎令和元年度 第 1 回稚内市都市計画審議会開催状況
 - ・開催日時 令和元年 10 月 11 日 (金) 14 : 00～
 - ・開催場所 市役所 5 階 正庁
 - ・出席委員数 8 名
 - ・議 事 稚内市都市計画臨港地区の変更について
稚内市都市計画用途地域の変更について
稚内市都市計画特別用途地区の変更について
稚内市都市計画下水道の変更について

- ◎令和元年度 第 2 回稚内市都市計画審議会開催状況
 - ・開催日時 令和 2 年 2 月 5 日 (水) 10 : 00～
 - ・開催場所 市役所 5 階 正庁
 - ・出席委員数 9 名
 - ・議 事 稚内市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について

- ◎令和 2 年度 第 2 回稚内市都市計画審議会開催状況
 - ・開催日時 令和 3 年 2 月 24 日 (水) 10 : 30～
 - ・開催場所 市役所 5 階 正庁
 - ・出席委員数 10 名
 - ・議 事 稚内市都市計画審議会役員の選出について
稚内市立地適正化計画の作成について
稚内市都市計画マスタープランの変更について

◎稚内市都市計画審議会における案件（直近 15 年度）

		H														R	
		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2	
開催回数			2	1	2	3	2	3	1	4	2	2	1	1	2	1	
審 議 会 案 件	都市計画区域					2											
	整備、開発及び保全の方針					3									1		
	地 域 地 区	用途地域					2	2				2				1	
		特別用途地区		1			2	2					1			1	
		防火・準防火地域						2									
		臨港地区					2									1	
	都 市 施 設	道路				2		2	2		2					1	
		公園							2			2					
		緑地															
		墓園															
		下水道					2	2								1	
		汚物処理場															
		市場															
	土地区画整理事業																
	市街地再開発事業			1	1												
	地区計画																
	都市計画マスタープラン										2						1
緑の基本計画													1	1			
白地地域の建築形態規制						1	1										
建築基準法第 51 条のただし書きの規定による許可									1								
立地適正化計画																1	

◎稚内市都市計画審議会条例

平成12年 2月 9日 条例第12号
改正
平成16年 3月24日 条例第 1号

稚内市都市計画審議会条例（昭和 57 年稚内市条例第 12 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、稚内市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、並びにこれらに関し必要と認める事項を関係行政機関と建議する。

（1）本市が定める都市計画に関すること。

- (2) 都市計画について本市が提出する意見に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者 5人以内
- (2) 市議会の議員 3人以内
- (3) 関係行政機関又は北海道の職員 3人以内
- (4) 一般公募による市民 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、学識経験のある者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙により選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長ともに事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(臨時委員)

第6条 審議会に特別の事項を調査させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関及び北海道の職員
- (3) 当該特別の事項に密接な関係にある者

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門委員)

第7条 審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 当該専門の事項に密接な関係にある者

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第8条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月24日条例第1号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。